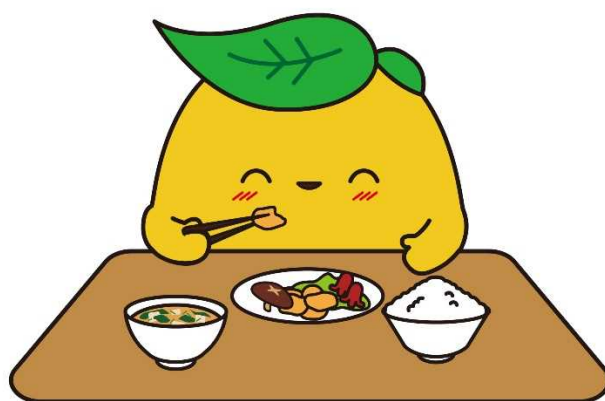


大分県食品ロス削減推進計画



環境教育マスコットキャラクター『エコ助』

令和3年3月

大分県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 大分県における食品ロスの現状と課題

1 大分県における食品ロスの発生状況	3
(1)家庭系食品ロス	3
(2)事業系食品ロス	4
2 大分県における食品ロスの発生抑制の課題	5

第3章 計画の基本的な考え方及び推進施策

1 基本的な考え方	5
2 推進施策	5
(1)食品ロス削減のための環境整備	5
(2)発生抑制の推進	7
(3)再生利用の推進	11

第4章 各主体の役割と行動

1 消費者の役割と行動	13
2 事業者の役割と行動	13
(1)農林水産業・製造業	13
(2)卸売業	14
(3)小売業	14
(4)外食事業者	15
3 消費者団体、NPO 等の役割と行動	15
4 行政の役割と行動	16
(1)県の役割と行動	16
(2)市町村の役割と行動	16

第5章 計画の推進

1 計画の目標設定	17
2 計画の進行管理	18

参考資料

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要	19
大分県の食品ロス量の推計について	20
用語解説	21
大分県食品ロス削減推進計画の主な施策と SDGs の関連表	24
食品ロス削減に関するお問い合わせ先	25

※本文中の「*」が付いている用語については、巻末の用語解説を参照してください。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことを「食品ロス」と言い、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、様々な形で発生しています。

2015年9月25日の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発目標（SDGs*）は、17のゴール・169のターゲットから構成されていますが、目標12「つくる責任 つかう責任」では、持続可能な生産消費形態を確保することが挙げられています。その目標を達成するためのターゲット（具体的な目標）として、「12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」また、「12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。」などの食品ロスの問題も位置づけられており、その削減が国際的にも重要な課題となっています。

世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、国内では日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しており、環境にも悪い影響を与えています。とりわけ、我が国は、食料の多くを輸入に依存しており、本県の食料自給率（カロリーベース）を見ても、九州内では福岡県、長崎県に次いで低い47%となっており、真摯に取り組むべき課題です。

また、一般廃棄物を処理するために、平成30年度の実績で、全国で年間約2兆円、本県でも年間約157億円の費用がかかっています。食品ロスの削減は、家計の負担や市町村の財政支出の軽減、CO2排出量の削減による気候変動の抑制にもつながります。

<日本>

食料を海外からの輸入に大きく依存

- ・食料自給率（カロリーベース）は**37%**
（農林水産省「食料需給表（平成30年度）」）



廃棄物の処理に多額のコストを投入

- ・市町村及び特別地方公共団体が一般廃棄物の処理に要する経費は**約2兆円/年**
（環境省「一般廃棄物の排出及び処理状況等について」）

食料の家計負担は大きい

- ・食料が消費支出の**1/4**を占めている
（総務省「家計調査（平成30年）」）

深刻な子どもの貧困

- ・子どもの貧困は、**7人に1人**と依然として高水準
（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」）

<世界>

世界の食料廃棄の状況

- ・食料廃棄量は年間**約13億トン**
- ・人の消費のために生産された食料のおよそ**1/3**を廃棄
（国連食糧農業機関（FAO）「世界の食料ロスと食料廃棄（2011年）」）



世界の人口は急増

- ・2017年は約76億人、2050年では**約98億人**
（国連「World Population Prospects The 2017 Revision(June 2017)」）

深刻な飢えや栄養不良

- ・飢えや栄養で苦しんでいる人々は**約8億人**
- ・5歳未満の発育阻害は**約1.5億人**
（国連食糧農業機関（FAO）
「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD（2018）」）

SDGsの重要な柱

- ・国連の持続可能な開発のための2030アジェンダで言及
- ・G7 農業大臣会合及び環境大臣会合（2016年）で、各国が協調し、積極的に取り組んでいくことで合意

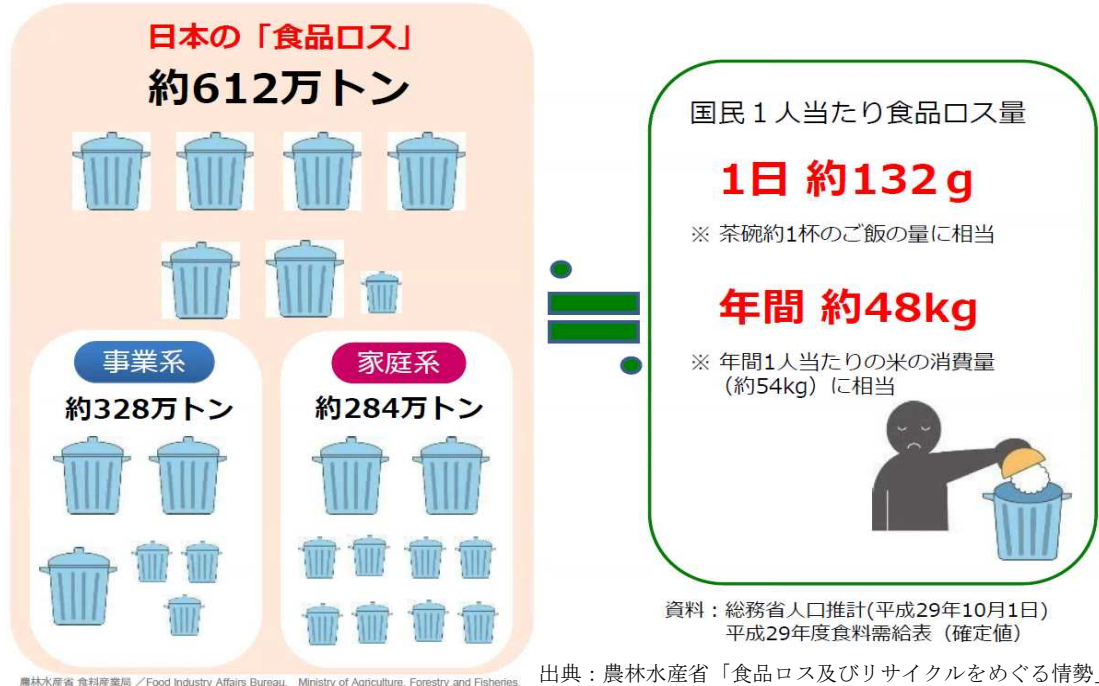
出典：消費者庁食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）

国の平成29年度の推計では、年間612万トンの食品ロスが発生しています。このうち、事業系（食品関連事業者から排出されるもの）が328万トンと約54%を占め、家庭系（各家庭から発生するもの）が284万トン、約46%になっています。

※事業系食品ロス：事業活動を伴って発生するもの。規格外品や売れ残り、飲食店での食べ残しなど。

家庭系食品ロス：各家庭から発生するもの。食べ残し、果物の皮むきや魚をさばいた時などの過剰除去、期限切れなど。

日本の食品ロスの状況（平成29年度）



また、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、食品ロス削減推進法）が成立し、10月に施行されました。

令和2年3月31日には、食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項が定められました。

こうした状況を踏まえ、本県においても、食品の生産から消費の過程で大量に廃棄されている食品廃棄物の発生抑制に資する施策や取組を定め、県民生活や事業活動等において食品ロスの削減を図るため、「大分県食品ロス削減計画」を策定し、消費者、事業者、NPO等の関係団体、行政等が連携・協働して取組を進めていきます。

2 計画の位置付け

この計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置づけます。

また、この計画は、第3次大分県環境基本計画の個別計画であり、第4期大分県食育推進計画及び第5次大分県廃棄物処理計画、第5期大分県地球温暖化対策実行計画との整合性を図っています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

なお、計画の期間中に社会情勢の変化や食品ロス削減推進法などの関係法令や制度の改正等が行われ、計画の改正の必要がある場合には、必要な見直しを行います。

第2章 大分県における食品ロスの現状と課題

1 大分県における食品ロスの発生状況

国の推計では各都道府県別の食品ロス量についての数値が示されていないため、国の推計方法を参考に県内の食品ロス量(平成29年度)の推計を県独自に行いました。

その結果、県内の食品ロス量は、平成29年度推計で、家庭系食品ロス量が26,818トン、事業系食品ロス量が24,119トン、合計50,937トンでした。これを県民一人当たりで換算すると、年間45.2kgとなり、一日当たりでは124.0gの食品ロスが生じていることになります。

国の推計では、事業系食品ロス量(53.6%)が家庭系食品ロス量(46.4%)を上回っていますが、県内の推計では、逆に家庭系食品ロス量(52.6%)が事業系食品ロス量(47.4%)を上回る結果となりました。

【平成29年度推計結果】

【大分県】

県内の食品ロス量	
合計	50,937 t
(内訳)	
家庭系	26,818 t
事業系	24,119 t

割合

52.6%
47.4%

(比較参考:日本国内)

国内の食品ロス量	
合計	612 万t
(内訳)	
家庭系	284 万t
事業系	328 万t

割合

46.4%

53.6%

県民一人当たり (約113万人)	
年	45.2 kg
日	124.0 g

国民一人当たり (目安の数値)	
年	50.0 kg
日	140.0 g

(1) 家庭系食品ロス

国の推計によれば、家庭系食品ロスの内訳は、多い順に、食べ残し、直接廃棄(手つかず食品)、過剰除去(調理くず)となっています。

原因としては、購入したことを忘れていたり、買物の前に冷蔵庫の中を確認していなかったため、同じ物をまた買ってしまうことなどにより消費・賞味期限切れ等の手付かず食品が生じてしまっていることなどが挙げられます。これらを防ぐため、計画的で賢い消費行動や冷蔵庫を中心に家庭内での食品の在庫管理をしっかり行うよう啓発していく必要があります。

また、大分市の令和元年度家庭ごみ組成調査によると、各家庭から出る可燃ごみの約43%が生ごみ・残飯となっており、削減に向けては、食材を無駄なく使いきる「使いきり」、残さず食べる「食べきり」、生ごみはしっかり絞る「水きり」の取り組みが、家庭系食品ロスの削減につながるという結果も出ています。



食べ残し

食卓にのぼった食品で、
食べ切れずに廃棄されたもの



直接廃棄

賞味期限切れ等により使用・
提供されず、手つかずのまま
廃棄されたもの



過剰除去

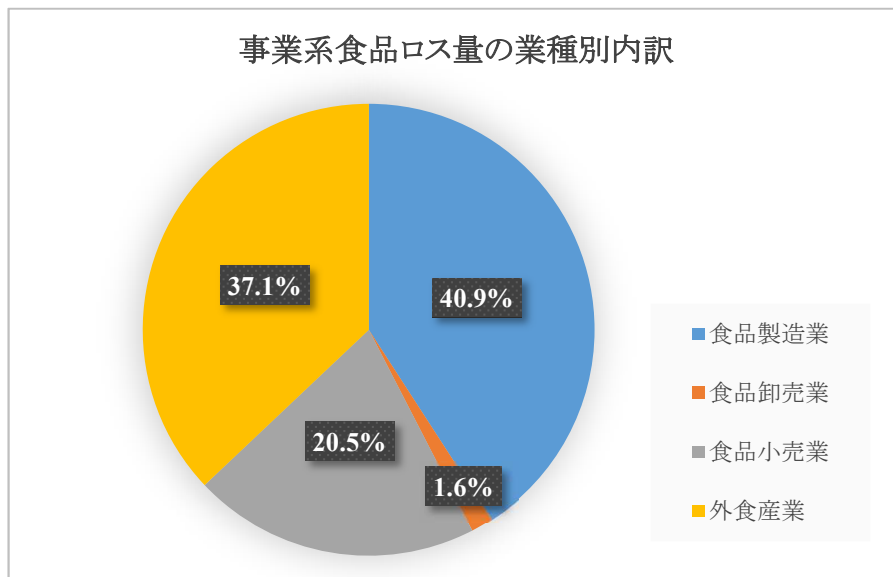
大きく切り取られた野菜のへたなど、
不可食部分を除去する際に過剰
に除去されたもの

(2) 事業系食品ロス

事業系食品ロス量の業種別内訳は、食品製造業が9,855トン(40.9%)、食品卸売業が379トン(1.6%)、食品小売業が4,946トン(20.5%)、外食産業が8,938トン(37.1%)となっています。

主な発生要因は、食品製造・卸売・小売業では、「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、外食産業では「作りすぎ」、「食べ残し」等が挙げられます。

食品製造業と外食産業で全体の78%を占めており、この業種で重点的な取組を行うことが効果的です。



2 大分県における食品ロスの発生抑制の課題

これまで、県では、食品ロスの削減に向けて、宴会等での食べきりを促す30・10運動*の推進や九州食べきり協力店(飲食店)*・応援店(小売店)*の登録、幼児向け環境劇等の実施による食べ物を大切にする環境教育の推進などに取り組んできました。

しかしながら、家庭における食品ロスの実態把握が困難なことや、関係者の連携・協働した取組や県民・消費者をターゲットにした広報啓発の不足といった課題が生じています。

県内の食品ロス量を削減するためには、これらの課題を解決するとともに、家庭系食品ロスと事業系食品ロスの両方の削減に一層取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方及び推進施策

1 基本的な考え方

食品ロス削減のためには、私たち県民一人ひとりが、この問題を「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要です。

つまり、

- ・食べ物を無駄にしない意識を持ち、
- ・食品ロス削減の必要性について認識した上で、
- ・生産・製造・販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面において、食品ロスが発生していることや、
- ・消費者、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的行動を理解し、
- ・可能なものから具体的な行動に移す、

ことが求められます。

このような理解と行動変容が広がるよう、消費者、事業者、関係団体、行政等が協働し、県民運動として食品ロスの削減を推進していくものとします。

2 推進施策

第2章での課題を受けて、本計画では、基本的な考え方のもとに、計画期間に推進施策を実施し、食品ロスの削減を図ります。

(1) 食品ロス削減のための環境整備

① 多様な主体が連携した県民総参加の食品ロス削減運動の展開

食品ロスの削減を推進するため、新たに消費者、事業者、関係団体、行政等の関係機関が参加する「大分県食品ロス削減推進協議会」を設立し、この協議会を中心に、それぞれの立場で創意工夫し、食品ロス削減に向けた気運の醸成や削減対策に取り組むとともに、互いに情報共有を図り、連携・協働し県民総参加の食品ロス削減運動を推進します。



② 実態把握のための調査や効果的な削減方法等に関する調査研究の実施

定期的な県内の食品ロスの発生状況に関する実態把握調査やアンケート等の実施により現状把握に努めるとともに、調査結果を基に、より効果的な削減対策を検討し、推進します。

また、事業者と行政が連携し、食品の賞味期限の延長に向けた研究など、効果的な食品ロス削減方法等に関する調査研究を推進するとともに、その結果を積極的に活用していきます。

【事例紹介】消費者向け意識調査の取組

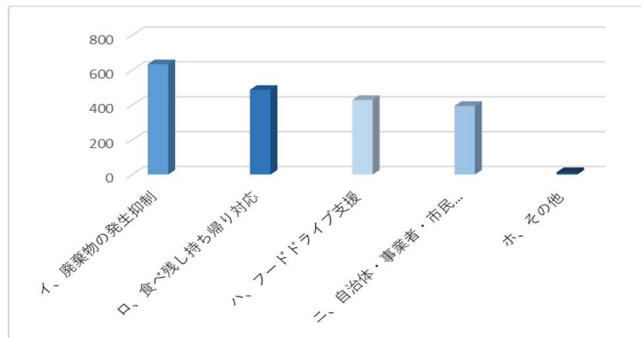
〇大分県生活学校運動推進協議会では、令和2年7月に県民およそ1,000人を対象に食品ロス削減に関する意識調査を実施しています。

調査内容（抜粋）

（3）食品ロス削減について

設問1 食品ロス削減の普及についてお尋ねします。（〇はいくつでも）

		30代以下	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計	
イ 食品リサイクル法を強化し廃棄物の発生抑制	男	11	10	20	21	26	36	124	32%
	女	26	38	65	74	113	193	509	
ロ 外食時の食べ残し持ち帰りできる対応を進める	男	15	13	25	12	25	21	111	25%
	女	22	30	53	59	76	135	375	
ハ フードドライブを進め子ども食堂支援する	男	8	9	16	27	17	15	92	22%
	女	13	16	45	65	74	123	336	
ニ 削減目標設定し自治体事業者、市民による連携	男	11	13	11	20	14	29	98	20%
	女	16	18	35	61	59	107	296	
ホ その他（あれば具体的に）	男	0	1	2	0	0	0	3	1%
	女	0	1	4	3	1	2	11	
合計		122	149	276	342	405	661	1,955	



ホ、その他の意見

- ・余分には買わない、余分に注文しない、余分に作らないの徹底 5
- ・賞味期限が切れる前に無駄なく購入できるシステム作り 1
- ・一人ひとりの意識改革を。 1

③ 情報収集・発信・表彰

県のホームページやFacebookなど各種の広報媒体を活用し、県内の食品ロス削減の取組に関する先進的な事例等を集約、継続的に発信することで、食品ロス削減に関する意識啓発を図ります。

また、食品ロスの削減に関して顕著な功績があった個人や法人に対する表彰を行い、食品ロス削減の気運醸成を図ります。

(2) 発生抑制の推進

① 消費者、事業者等に対する普及啓発

行政やNPO等の関係団体により消費者・事業者等に対する幅広い知識の普及・啓発を行い、食品ロスについて考える機会を創出し、県民一人ひとりが自分のできることを実践できる取組を促進します。

(具体的な取組)

- ・10月の食品ロス削減月間*を中心に、食品ロスの削減をテーマにしたイベントの開催や研修会等の開催、おおいとうつくし感謝祭の場などを活用し、消費者や事業者が食品ロスの削減について考える機会を創出します。

- ・小中学校や地域の公民館などに、環境教育アドバイザー*や食育人材バンク*登録者を派遣し、啓発を行ないます。また、研修等を通じて、食品ロス削減推進の普及啓発を行なうことができる環境教育アドバイザーを育成します。



- ・「おおいたこども探検団推進事業*」の実施や啓発用品の作成・配布、ホームページやSNSを活用するなど、子どもやその親を中心とした若い世代に対して重点的な普及啓発を行います。

- ・食品の期限表示である「消費期限」*と「賞味期限」*の違いを普及啓発することにより、賞味期限直後の廃棄を減らすとともに、できるだけ、消費・賞味期限間近の食品の購入を促すキャンペーン等を小売店と連携して実施します。

- ・食育活動の中で、食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを育成するとともに、「使い切り」、「食べきり」、「水切り」など食品ロスの発生を減らす食生活を推進します。

- ・食品ロス削減の優良事例について情報発信を行ない、取組の拡大を図ります。

食品の期限表示（賞味期限・消費期限）の理解の促進

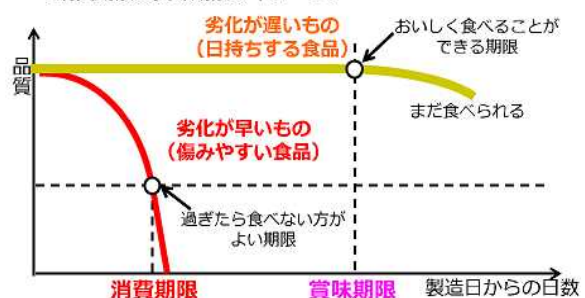
	意味	表示がされている食品の例
賞味期限	おいしく食べることができる期限(best-before) 定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。ただし、当該期限を超えた場合でも、これらの品質が保持されていることがある。	菓子、カップめん、缶詰 
消費期限	過ぎたら食べない方がよい期限(use-by date) 定められた方法により保存した場合、腐敗、変敗その他の品質（状態）の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。	弁当、サンドイッチ、惣菜 

<表示例>

名称	いちごジャム
原材料名	いちご、砂糖、・・・
添加物	増粘多糖類、・・・
内容量	400g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光を避け、常温で保存
製造者	〇〇株式会社 東京都千代田区△△

賞味期限 2021.10.31

<消費期限と賞味期限のイメージ>



出典：消費者庁食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）

- ・少量パック、ばら売り、量り売りなどの充実等により、家庭において食材をおいしく食べきってもらうための取組を行なう「九州食べきり応援店」*への登録を促します。
- ・事業者と行政が連携し、消費者に対してすぐに食べる食品は期限が近いもの（消費・賞味期限間近の食品）から購入を促すキャンペーンの実施などにより、売れ残り商品の削減を進めます。



出典：農林水産省啓発資料

- ・宴会等での食べきりを促す30・10運動の実施や消費者が量を調節・選択できるメニュー（レディースメニューやシニア向けメニュー、ハーフサイズメニューなど）の導入促進などにより外食時においしく食べきって、食べ残しを減らす取組に協力する「九州食べきり協力店」*への登録の促進、衛生面に留意した利用客の自己責任での持ち帰り用容器の利用促進等により、飲食店における宴会・外食時の食べ残しの削減を推進します。

※（持ち帰り容器利用にあたっての注意点）

飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むにあたっての留意事項

消費者庁、農林水産省、環境省、厚生労働省

H29.5.16 公表資料抜粋

- ・提供後すぐの状態と比較し、食中毒リスクが高まるため、食べ残し料理を持ち帰る場合は、食中毒リスクを十分に理解した上で、自己責任の範囲で行いましょう。

(ア) 消費者の方へ

- ・持ち帰りは、刺身などの生ものや半生など加熱が不十分なものは避け、帰宅後に加熱が可能なものにし、食べきれぬ量を考えて行いましょう。
- ・料理は温かい所に置かないようにしましょう。
- ・帰宅までに時間がかかる場合は、持ち帰りはやめましょう。
- ・持ち帰った料理は帰宅後できるだけ速やかに食べるようにしましょう。
- ・中心部まで十分に再加熱してから食べましょう。
- ・少しでも怪しいと思ったら、口に入れるのはやめましょう。

(イ) 飲食店の方へ

- ・持ち帰りの希望者には、食中毒等のリスクや取扱方法等、衛生上の注意事項を十分に説明しましょう。
- ・持ち帰りには十分に加熱された食品を提供し、生ものや半生など加熱が不十分な料理は、希望者からの要望があっても応じないようにしましょう。
- ・清潔な容器に、清潔な箸などを使って入れましょう。
- ・外気温が高い時は、持ち帰りを休止するか、保冷剤を提供しましょう。

・各事業者の食品ロス削減に寄与する取組を県のホームページや Facebook などで紹介し、食品ロスの削減を推進します。

【事例紹介】商店が連携した取組

○JR 別府駅南高架下の4店舗では、おおいとうつくし推進隊*である「おかずやエール」を中心に食品ロス削減を呼びかける啓発活動を実施しています。日曜・祝日の前日に冷蔵庫をチェックし、冷蔵庫の中味を「ゼロ」にして買物にでかけることで、食品ロスの削減につなげようというものです。



④ 未利用食品等の有効活用

事業者等から発生する余剰在庫や納品・販売期限切れなどの食品をフードバンク*などに寄付するフードドライブ*活動の取組を促進するなど、未利用食品等の有効活用を推進します。

(具体的な取組)

- ・フードバンク活動やフードドライブ、こども食堂*等の実施主体と連携し、事業者等から発生する余剰在庫や規格外品、納品・販売期限切れなどの食品、家庭で余っている食品を提供するなど、未利用食品等の有効活用を促進します。
- ・賞味期限切れ前の災害備蓄食料について、防災教育を目的とした小中学校への配布や防災訓練時での活用、フードバンク活動等への寄付など、有効活用を図ります。

【事例紹介】フードバンクの取組

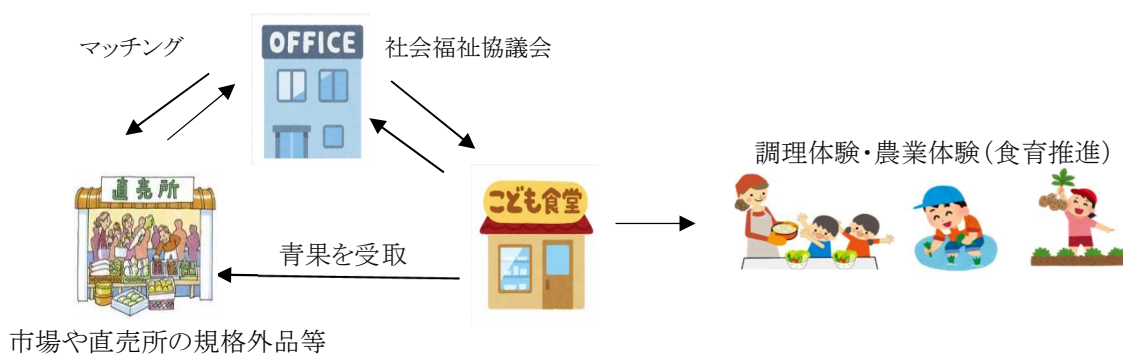
フードバンクおおいたでは、賞味期限内でまだ十分食べられるにもかかわらず、箱が壊れたり、印字ミスなどで販売出来ない食品などを企業や家庭から寄付してもらい、必要としている人や団体に無償で提供する活動に取り組んでいます。

🍴 フードバンクおおいた関係図



【事例紹介】生産者や市場・直販所の取組

市場や直販所では、生産者の好意により集まった規格外品等をこども食堂などに提供するとともに、子ども達が生産現場を訪れ、食への理解を深める取組も始まっています。



(3) 再生利用の推進

食品事業者から排出される食品廃棄物については、食品リサイクルループ*の構築や、バイオガス回収施設等での資源化处理の推進などに取り組めます。

(具体的な取組)

- ・ 畜産業と食品産業の連携を図るとともに、食品製造副産物（醤油粕や焼酎粕等、食品の製造過程で得られる副産物）や売れ残った食品、調理残さ、規格外農産物等を利用して製造される家畜用飼料（エコフィード*）の生産・利用の推進に向けた取組

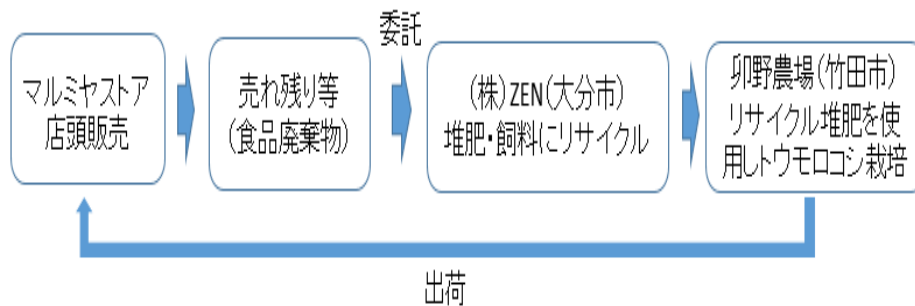
を支援するなど、主に製造段階において発生する副産物の有効活用を推進します。また、焼酎粕などの食品残さについては、肥料化及びバイオガス回収施設等での再生利用・資源化処理の推進を指導します。

- ・食品事業者から廃棄される食品廃棄物については、再生利用業者や農林漁業者と連携し、食品リサイクルループの構築を推進します。

- ・学校給食用調理施設は、食品廃棄物を継続的に発生させていることから、食品ロス削減等の取り組みを実施するとともに、可能な限り調理くずや食べ残しなどの食品残さのリサイクルを推進することが必要です。また、食育・環境教育の観点でも、「もったいない」意識の醸成を図ります。

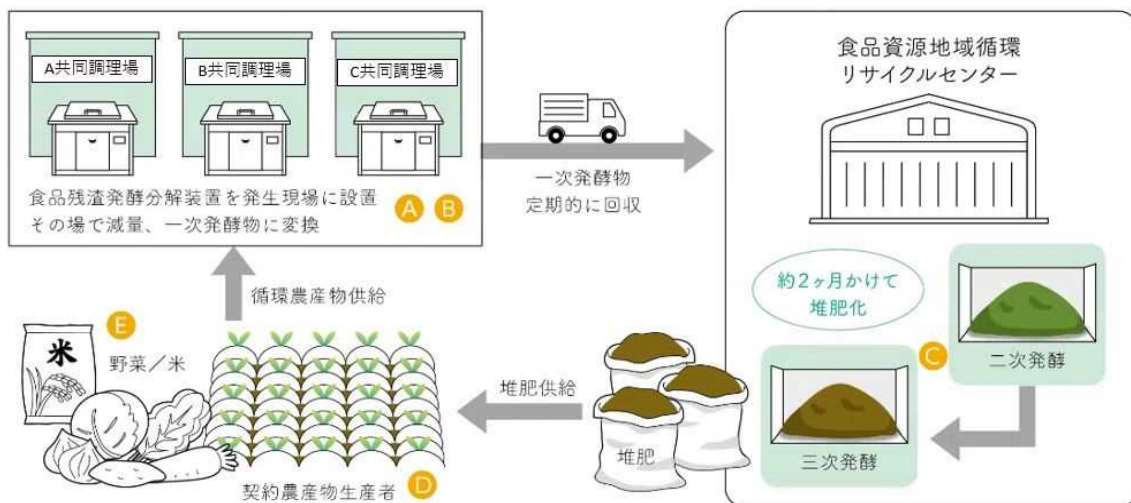
【事例紹介】食品リサイクルループの取組

マルミヤストア（佐伯市）では、店舗で発生した食品廃棄物を肥料化し、その堆肥を使って栽培したトウモロコシを再び店頭で販売しています。



【事例紹介】学校給食用調理施設の取組

中津市内の3つの共同調理場では、株式会社ウエルクリエイト(福岡県北九州市)から、食品残渣発酵分解装置をレンタルして、「加工残さ」+「給食の食べ残し」を自前で発酵させています。発酵させたものは、株式会社ウエルクリエイトが買い取り、「食品資源地域循環リサイクルセンター」に搬入し、堆肥を製造し、契約農家に販売しています。



第4章 各主体の役割と行動

1 消費者の役割と行動

消費者は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、改めて食べ物に対する敬意・感謝の気持ちを持ち、自らの行動が社会や環境に与える影響を自覚して、便利さのみを追求するのではなく、家庭、職場、外出先など日常のあらゆる場面において食品ロス削減につながる取組を実践することとします。

(例) 買い物の時は、すぐ使う物は手前から



出典：環境省啓発資料

また、食品ロス削減に関する県や市町村の施策に協力するとともに、賞味期限表示の大括り化や納品期限の1/3ルールといった商慣習の見直しなど事業者の取組を理解し、過度な鮮度志向の改善や期限間近の商品の優先購入など、消費者として自分にできることを実践していくことで事業者が食品ロス削減に取り組みやすい環境をつくることとします。

2 事業者の役割と行動

事業者は、これまでも食品リサイクル法*に基づき食品廃棄物等の発生抑制について、業種別に目標を設定し、9割の事業者が既に目標を達成しています。今後は、これまでの取り組みをより進めるとともに、食品ロス削減の重要性について理解を深め、社員等への啓発や職場でのフードドライブの取組など未利用食品の活用にも取り組むこととします。また、県や市町村等が実施する食品ロス削減に関する施策に積極的に協力するとともに、消費者と連携・協力して社会全体で食品ロスの削減が推進されるよう努めるものとします、

また、やむを得ず発生する食品廃棄物については、飼料や肥料への利用、エネルギーの回収利用などの再生利用を推進することとします。

(1) 農林水産業・製造業

農林水産業者は、規格外の農林水産物の加工品への利用など、生産段階で発生する食品ロスの削減を推進することとします。

また、製造業者は、食品製造過程における原材料ロスの削減、取引業者と販売計画等の情報共有を図るなど需要予測の精度向上による余剰在庫の削減、印字ミスや異物混入等の製造ミスによる廃棄の削減等を推進することとします。

併せて、鮮度を保持し消費期限を延長できるような包装容器・資材の開発や、データ等による消費・賞味期限の延長に努めるとともに、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)を推進することとします。

また、消費者に対して、消費期限や賞味期限の設定方法等について情報開示するなど、食品の安全面に対する信頼性の向上に努めます。

なお、規格外品や返品・過剰在庫などの余剰食品等は、フードバンク活動やこども食堂等の実施主体に提供するなど、未利用食品の有効活用に積極的に努めることとします。

【事例紹介】 新たな包装容器・資材の開発の取組

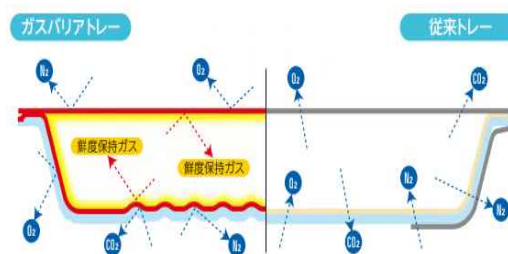
中央化学（株）では、食品の品質低下を招く空気を遮断し、食品ロス削減に効果のあるガスバリア容器の開発に取り組んでいます。

EverValue



鮮度保持機能で消費期限を延ばし 食品ロスを削減

ガスバリア容器は、鮮度保持ガスを容器内に密閉し、食品の酸化・雑菌の繁殖を抑制することにより、従来品よりも鮮度を保持できる容器です。魚や肉、野菜などの消費期限を延ばし、食品ロスの削減に貢献します。また人手不足に対応する製造・販売オペレーションの効率化にもつながる機能を持った容器です。



ここに
貢献

食品ロス削減推進法(政府方針)
2030年までにサプライチェーン全体において2000年度対
比で食料の廃棄を半減

出典：中央化学株式会社概要

(2) 卸売業

取引業者と販売計画等の情報共有を図るなど需要予測精度の向上に努めるとともに、配送時の破損等による廃棄を減らすための取組を推進することとします。

なお、小売店への納品期限切れとなった食品や輸送過程で発生した中身に問題のない外装等の破損品等は、フードバンク活動等やこども食堂等の実施主体に提供するなど、未利用食品の有効活用に積極的に努めることとします。

(3) 小売業

取引業者間の販売計画等の情報共有による需要予測精度の向上や季節商品の予約販売等による需要に応じた販売など、商品の売り切りに努めるとともに、小容量販売・バラ売りの導入など消費者が購入量を調節・選択可能な方法を導入することとします。

また、商品の納品期限の緩和や販売期限を賞味期限の範囲内で延長し、極力賞味期限ギリギリまで販売するなど、食品ロス削減のための商慣習の見直しに積極的に努めることとします。

なお、賞味期限前に売り場から撤去した販売期限切れの食品等は、フードバンク活動やこども食堂等の実施主体に提供するなど、積極的に未利用食品の有効活用を図るよう努めることとします。

【事例紹介】 気象データを活用しサプライチェーンをサポートする取組

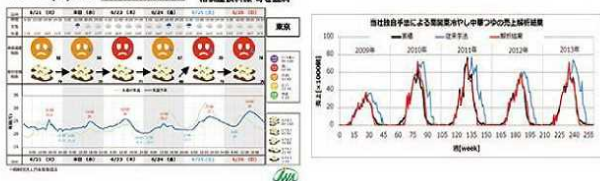
気象データを活用した商品需要予測サービスで食品ロス削減のサポート

日本気象協会では、天気予報で培った最先端の解析技術で商品の需要予測を行い、食品メーカーでの生産量の調整や小売店での仕入れの見込みをサポートし、食品ロスを削減する取組を実施。

□ 2017年に「商品需要予測事業」を開始

気温の変動や季節により異なる、人間の暑さへの感じ方を表した「体感気温」を、SNSの気温に関する「つぶやき」データを基に数式化して精度の高い需要予測を実施。その結果、寄せ豆腐で約30%、冷やし中華つゆで約20%の食品ロス削減を実現。

6月22日(水)発表 JWA特別気象予測 相模原食料館 寄せ豆腐



□ 小売業向けの商品需要予測サービス「売りドキ! 予報」の展開

商品の売れ時を事前に把握し、商品の製造量や仕入れ量を調整することにより、食品廃棄を防ぎ地球環境の保全にも貢献。



地域選択により、地域ごとの需要予測を確認できる。暖かい時期は炒め物用野菜の需要が伸びることなど実績データベースを基に解析。仕入れなどの参考にできる。

□ 気象データを活用してサプライチェーンの食品ロス削減の強化

気象データを活用した需要予測の情報をメーカーと小売業者に共有し、従来の「見込み生産（小売業者からの発注量を予測してメーカーが商品を事前に生産）」から「受注生産（小売業者の発注を受けてからの生産）」へ変更することで食品ロスを更に削減する活動。



「eco×ロジ」マーク



「eco×ロジ」マークは、日本気象協会が実施する「天気予測で物流を楽にする取組」へ賛同いただける企業・団体が「気象需要予測等の情報を基に生産、配送、在庫管理等を行っている」企業であることの意思を表明するためのマークです。

一般財団法人日本気象協会・eco×ロジプロジェクト：<https://ecologi-jwa.jp/>

43

出典：消費者庁食品ロス削減関係参考資料（令和2年6月23日版）

(4) 外食事業者

仕入れ段階での需要予測精度の向上や調理ロスの削減など、自らが積極的に食品ロス削減に取り組むとともに、宴会等の利用客に対する食べきりの呼びかけ（30・10運動の推進）や食事量の調節・選択が可能なメニューを提供するなど、利用客に対して食べ残しの削減を働きかけることとします。

また、食べ残した料理の持ち帰り希望者に対しては、持ち帰りは自己責任であることや食中毒等のリスク・取り扱い方法等、衛生上の注意事項を十分に説明するなど食中毒等を予防するための工夫をしたうえで、可能な限り持ち帰りに協力するよう努めることとします。

3 消費者団体、NPO等の役割と行動

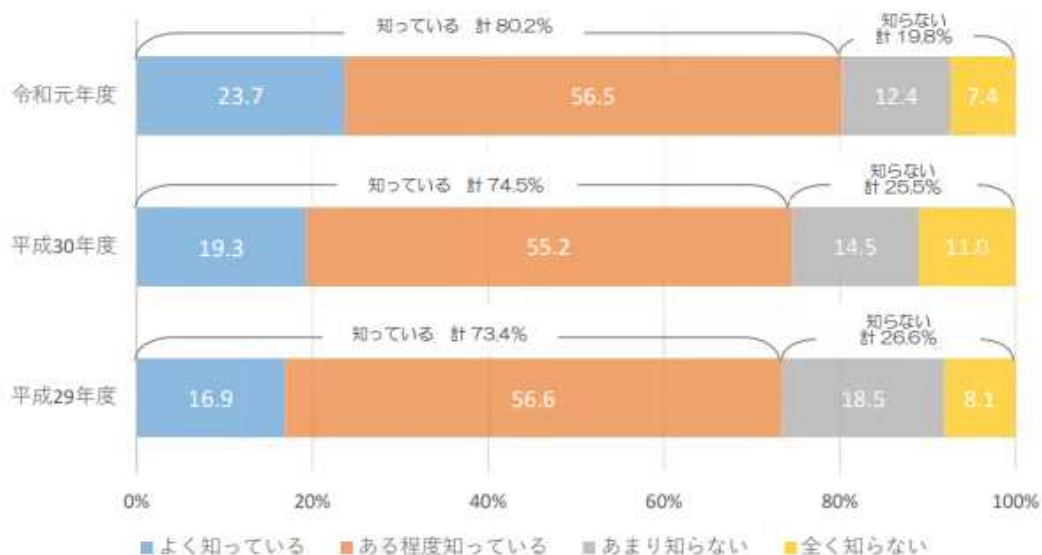
消費者団体やNPOなどの民間団体は、これまで実践してきた食品ロス削減に関する活動で得られた知見やネットワーク等を活用し、県や市町村等と連携しながら、これらの取組を広く県民に普及啓発し、認知度を高め、取組を拡大していくように努めることとします。

※県内のNPOの情報については、おおいたNPO情報バンク「おんぼ」のホームページをご覧ください。

<https://www.onpo.jp>

(参考) 食品ロス問題の認知度

令和元年度の消費者庁の調査結果を見ると、「知っている」と回答した人の割合が増加しています。



出典：令和元年度消費者の意識に関する調査 消費者庁

4 行政の役割と行動

行政は、自ら率先して食品ロス削減に向けた取組を実践するとともに、県民や事業者、関係団体などの取組に対し、積極的に支援することとします。

(1) 県の役割

県は、全県的な食品ロス削減の運動を展開するため、推進体制を整備して、県民、事業者、関係団体等との連携強化を図るとともに、削減の気運醸成や積極的な普及啓発など各種施策を実施し、食品ロスの削減を推進します。また、県民や事業者、関係団体などの取組に対し、積極的に支援することとします。

(2) 市町村の役割

市町村は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、当該市町村の域内における食品ロス等の削減に関する計画（食品ロス削減法第13条の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」）の策定に努めることとします。

また、地域住民等に対する食品ロスの削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組を積極的に支援することとします。

第5章 計画の推進

1 計画の目標設定

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を2000年度比で2030年度までに半減させるという目標を設定しています。

本県においても、国と同様に、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を2000年度比で2030年度までに半減させることを目標とし、本計画の最終年度となる2025年度（R7年度）の食品ロス量の目標を、家庭系食品ロス量 25,290t、事業系食品ロス量 22,115t とします。

○削減目標

	基準年度(H12) 2000年度	現状値(R2) 2020年度 (2017年度実績値)	計画目標値(R7) 2025年度 (2022年度実績値)	目標値(R12) 2030年度 (2027年度実績値)
家庭系 食品ロス量	47,523 t	26,818 t	25,290 t	23,762 t
事業系 食品ロス量	40,223 t	24,119 t	22,115 t	20,111 t
合計	87,746 t	50,937 t	47,405 t	43,873 t

また、市町村や事業者などの協力を得て、食品ロスや食品廃棄物の排出及び処理状況などを定期的に把握していきます。

併せて、食品ロスの削減に向けた取り組みが進むよう、「食品ロス削減について学習した県民の数」及び「九州食べきり協力店・応援店の登録店舗数」の2つの取組目標を設定します。

なお、目標の達成状況の検証結果などについては、広く情報提供するとともに、その結果を踏まえ、必要に応じ、目標や施策の見直しなどを行うこととします。

○取組の目標

目標名	定義	現状値(R2) 2020年度	目標値(R7) 2025年度	目標値(R12) 2030年度
食品ロス削減について学習した県民の数(人)	環境教育アドバイザー及び食育人材バンク講師による講演や研修を受けた県民の数	244	500	750
九州食べきり協力店・応援店の登録店舗数(店)	外食時の小盛メニューの提供や少量パックの食材販売等で食品ロス削減に協力する飲食店・食品小売店の数	524	580	630

2 計画の進行管理

県は、この計画に基づく施策を推進するため、「大分県食品ロス削減推進協議会」を中心に、消費者、事業者、関係団体及び市町村との意見交換、情報共有・発信を積極的に行うほか、県民各層から選出された「おおいたうつくし作戦県民会議」でも意見を求め、得られた意見や情報などを具体的な取組に反映させるなど、食品ロス削減施策の一層の充実を図りながら、この計画の進行管理を行うこととします。

＝参考資料＝

食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

<食品ロスの問題>

- ・我が国ではまだ食べることができる食品が大量に廃棄
- ・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（2015 年 9 月国連総会決議）でも言及

資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題も

前文

- ・世界には栄養不足の状態にある人々が多数存在する中で、とりわけ、大量の食料を輸入し、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題であることを明示
 - ・食品ロスを削減していくための基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことを明記
- ➡多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、本法を制定する旨を宣言

食品ロスの削減の定義（第 2 条）

まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組

責務等（第 3 条～第 7 条）

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力

食品廃棄物の発生抑制等に関する施策における食品ロスの削減の推進（第 8 条）

食品リサイクル法等に基づく食品廃棄物の発生抑制等に関する施策の実施に当たっては、この法律の趣旨・内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進

食品ロス削減月間（第 9 条）

食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10 月）を設ける

基本方針等（第 11 条～第 13 条）

- ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定

基本的施策（第 14 条～第 19 条）

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取組等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む
- ②食品関連事業者等の取組に対する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

食品ロス削減推進会議（第 20 条～第 25 条）

内閣府に、関係大臣及び有識者を構成員とし、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議（会長：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））を設置

施行期日：公布日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

出典：消費者庁食品ロスの削減の推進に関する法律資料

大分県の食品ロス量の推計について

【大分県の食品ロス量の推計】

国が公表している食品ロス量の推計値から、大分県内の食品ロス量の推計を行ったもの。

○大分県の食品ロス量（推計値）		●国の食品ロス量（推計値）	
家庭系食品ロス量	26,818 t	家庭系食品ロス量	284万 t
事業系食品ロス量	24,119 t	事業系食品ロス量	328万 t
合計	50,937 t	合計	612万 t
県民1人当たり	45.2 kg/年	国民1人当たり	50.0 kg/年
	124.0 g/日		140.0 g/日

家庭系食品ロス量

○国（環境省）の推計方法に準じる。

- 1) 「食品廃棄物量」を推計
 - ・国の実態調査によって得られた「家庭系収集ごみ（粗大ゴミを除く）」に占める食品廃棄物の平均割合を、公表されている大分県の「家庭系収集ごみ（粗大ゴミを除く）」量に乗じて、「食品廃棄物量」を推計。
- 2) 「食品ロス量」を推計
 - ・国の実態調査で得られた食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合を、上記の食品廃棄物量に乗じて推計。

事業系食品ロス量

○国（農林水産省）の推計方法に準じる。

- 1) 「食品廃棄物量」を推計
 - ・食品リサイクル法に基づく排出量100t以上の定期報告義務者の実績に、100t未満排出事業者への国の統計調査結果から大分県分を按分した推計値を加え、両者の食品廃棄量を算出。
 - ・按分には、経済センサス活動調査の「従業員数」を用いた。
中小企業庁の審議会で「製造業やサービス業においては、従業員50人程度までは、従業員規模と営業利益に正の相関が見られる。」とされている。
- 2) 「食品ロス量」を推計
 - ・上記で推計した食品廃棄物量に国のアンケート調査等で得られた「可食部割合」を乗じて食品ロス量を推計。

◆用語解説◆

あ行

【エコフィード】

“環境にやさしい”(ecological)や“節約する”(economical)等を意味する“エコ”(eco)と“飼料”を意味する“フィード”(feed)を併せた造語。食品製造副産物(醤油粕や焼酎粕等、食品の製造過程で得られる副産物)や売れ残った食品(パンやお弁当等、食品として利用がされなかったもの)、調理残さ(野菜のカットくず等、調理の際に発生するもの)、農場残さ(規格外農産物等)を利用して製造された家畜用飼料。

【SDGs (エス・ディー・ジー・ズ)】

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための17のゴールと169のターゲットから構成される国際目標。経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指している。

【おおいたうつくし推進隊】

大分県では、豊かな環境を将来の世代へ受け継ぐことを目的に、海岸清掃や花いっぱい運動、環境学習など地域の活性化につながる環境分野全般にかかる活動を「おおいたうつくし作戦」として実施しており、この取組を実践し、推進役となるグループのこと。

【おおいたこども探検団推進事業】

大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、県内の子ども達に対する自然体験活動など実体験を伴う環境学習を行ない、子ども達の環境意識を高め、主体的に行動できるような人材を育成する事業のこと。

か行

【環境教育アドバイザー】

県内在住で、環境問題の各分野について専門的な知識を持っていたり、環境NPO法人等の活動をしている人で、県から「大分県環境教育アドバイザー」として委嘱され、地域や学校などが環境に関する講演会や学習会、自然観察会などを行なう際に派遣される人のこと。

【九州食べきり応援店】

家庭において、食材を食べきってもらうための取組に協力する小売店のこと。

(協力内容)

- ・食材使い切りレシピや残り物アレンジレシピ等を紹介するコーナーの設置
- ・少量パック、ばら売り、量り売りなどの充実
- ・閉店時間間際等の割引販売
- ・その他の食べきりに有効な取組

【九州食べきり協力店】

外食時においしく食べきって、食べ残しを減らすための取組に協力する飲食店のこと。
(協力内容)

- ・ハーフサイズや小盛り等をメニューに設定
- ・注文時に、お客様の年齢構成や男女構成に応じたメニューの提供
- ・廃棄食材の肥料等へのリサイクル
- ・おおいた 30・10 運動の推進、その他の食べきりに有効な取組

【子ども食堂】

地域の子ども達や保護者などを対象に食事を提供するコミュニティのこと。主に NPO 法人や地域住民によって運営されている。孤食の解決や子どもと大人の繋がり、地域コミュニティの連携の有効な手段として、日本各地で増加している。

県内の子ども食堂の一覧は、下記のホームページをご覧ください。

<https://www.oitakensyakyo.jp/archives/category/childcafe>

さ行

【1/3ルール（サンブンノイチルール）】

賞味期間の 1/3 以内で小売店舗に納品する商慣例。賞味期間の 1/3 を超えて納品できなかったものは、賞味期限まで多くの日数を残すにも関わらず、行き先がないまま廃棄となる可能性が高い。

【30・10運動（サンマルイチマルウンドウ）】

飲食店等での会食や宴会時に、乾杯（開始後）30 分間と終了前 10 分間は、離席せずに食事を楽しむことで食べ残しをなくす取組。

【「消費期限」「賞味期限」】

いずれも未開封で定められた方法に従って保存した場合に、「消費期限」は、品質が劣化しやすく速やかに消費すべき食品で、腐敗や、変敗、その他品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限。「賞味期限」は、品質の劣化が比較的緩やかな食品で、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。

【食育人材バンク】

食生活分野、食文化分野、生産体験交流分野、環境分野で食育活動を行なう食育の先生・指導者を登録しているもの。依頼により、保育所や幼稚園、学校、団体等に派遣される。

【食品リサイクル法】

正式には、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」

平成 12 年（2000 年）に、食品に由来する食品廃棄物（未利用資源）の有効活用と同時に、その発生を抑制することを目的とし、施行。食品の製造や流通、外食などに係る事業者に対して、食品製造・加工時に発生する残渣、食品の売れ残りや食べ残し、食品残渣の発生抑制に努め、発生したものについては、再利用が不可能ならば飼料化や肥料化・その他の用途でリサイクル、再利用が可能な場合には減量の取組みを促す内容となっている。

【食品リサイクルループ】

食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の取組の一環で、地域で完結する循環型モデル。食品製造工場や食品販売店等で排出された食品残渣を回収、飼料や肥料にリサイクルし、それを利用し家畜や野菜を育て、販売するというように、食品廃棄物を資源として循環させるもの。

【食品ロス削減月間】

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称 食品ロス削減推進法）第9条で定められているもの。10月は「食品ロス削減月間」、10月30日は「食品ロス削減の日」となっている。

は行

【フードドライブ】

家庭で余っている食品を地域のイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としているフードバンク等の福祉団体や施設等に寄付する活動。



【フードバンク】

賞味期限内にもかかわらず、様々な理由により食品関連事業者等による販売が困難となった食品やフードドライブ活動で集まった食品などの寄付を受けて、福祉施設や食べ物に困っている方々に無償で提供する取組。

（県内のフードバンク）

フードバンクおおいた	大分市大津町2丁目1番41号大分県総合社会福祉会館内 電話097-558-3373
フードバンク東九州	大分市大在中央1-12-4 メゾン芦刈1F 電話097-592-7302

大分県食品ロス削減推進計画の主な施策とSDGsの関連表

施策		対応するSDGsの目標				
発生抑制の推進	施策1 消費者、事業者等 に対する普及啓発					
	施策2 家庭における削減					
	施策3 食品の流通段階での削減					
	施策4 未利用食品の有効活用					
再生利用の推進	施策1 食品リサイクルループの構築、サーマルリサイクルの推進					

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



◆食品ロス削減に関するお問い合わせ先◆

自治体名	所属	電話番号	
市 町 村	大分市	環境部 ごみ減量推進課	097-537-5687
	別府市	市民福祉部 生活環境課 清掃事務所	0977-66-5353
	中津市	生活保健部 清掃課	0979-24-5374
	日田市	市民環境部 環境課	0973-22-8208
	佐伯市	市民生活部 清掃課	0972-22-3984
	臼杵市	環境課	0972-86-2706
	津久見市	環境保全課	0972-82-9513
	竹田市	市民課環境対策室	0974-63-4821
	豊後高田市	環境課	0978-25-6218
	杵築市	市民生活課	0978-62-1807
	宇佐市	市民生活部 生活環境課	0978-27-8133
	豊後大野市	環境衛生課	0974-22-1001
	由布市	環境課	097-582-1310
	国東市	環境衛生課	0978-72-9001
	姫島村	生活環境課	0978-87-2276
	日出町	生活環境課	0977-73-3128
九重町	保健福祉センター	0973-76-3838	
玖珠町	住民課	0973-72-1137	
県	大分県	生活環境部 うつくし作戦推進課	097-506-3124

